

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱

（目的）

第1条 流域治水基本方針を検討するにあたり、潜在的な水害の危険性を共有し行政間での連携した実効性ある対策等を検討するため、国、県および市町の関係者からなる滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、行政間の連携が必要な次に掲げる事項を検討・協議する。

- （1）土地利用誘導、減災施設整備等「水害に強いまちづくり政策」に関する事
- （2）水害に対する地域防災力の向上、情報連絡体制、防災教育の充実等「水害に備える防災体制」に関する事
- （3）その他流域治水対策に関する事

（組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、土木交通部技監（河川政策担当）とする。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 委員長が必要と認めるときは、検討委員会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

別表（第3条関係）

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）委員

1 国

国土交通省琵琶湖河川事務所長

2 滋賀県

土木交通部技監（河川政策担当）

防災危機管理局長

県民文化生活部県民生活課長

健康福祉部健康福祉政策課長

農政水産部農政課長

土木交通部河港課長

土木交通部砂防課長

土木交通部都市計画課長

土木交通部住宅課長

土木交通部建築課長

3 市町

次に掲げる団体の長が指名する者

大津市

彦根市

長浜市

草津市

守山市

湖南市

高島市

竜王町

4 その他

委員長が、検討委員会の所掌事務にかかる検討に関し必要と認める者

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）ワーキンググループ設置運営要領

（目的）

第1条 滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱第6条の規定に基づきワーキンググループを設置するものとし、同条2項の規定に基づきその運営に関して必要な事項を定める。

（組織）

第2条 ワーキンググループは次の各グループとし、別表に掲げる関係機関の職員により組織する。

（1）まちづくりグループ

（2）防災グループ

2 まちづくりグループは、土地利用誘導、減災施設整備等「水害に強いまちづくり政策」に関することを検討する。

3 防災グループは、水害に対する地域防災力の向上、情報連絡体制、防災教育の充実等「水害に備える防災体制」に関することを検討する。

4 ワーキンググループに座長を置くものとし、流域治水政策室長をもって充てる。

5 ワーキンググループの検討状況や検討結果は委員会に報告する。

（会議）

第3条 ワーキンググループ会議は座長がグループ毎に招集するほか、必要に応じて両グループの全員または一部による会議を招集する。

2 座長が必要と認める場合は、会議にメンバー以外の関係課職員、その他の関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第4条 ワーキンググループの庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

（付則）

本要領は、平成19年8月22日から施行する。

（付則）

本要領は、平成20年4月1日から施行する。

（付則）

本要領は、平成22年6月14日から施行する。

(別表)

ワーキンググループ を構成する所属		ワーキンググループ	
		まちづくりグ ループ	防災グループ
国	琵琶湖河川事務所	○	○
県	防災危機管理局		○
	県民文化生活部県民生活課	○	
	健康福祉部健康福祉政策課		○
	農政水産部農政課	○	
	土木交通部河港課	○	○
	土木交通部流域治水政策室	事務局	事務局
	土木交通部砂防課		○
	土木交通部都市計画課	○	
	土木交通部住宅課	○	
	土木交通部建築課	○	
	土木事務所	○	○
市町	19市町	○	○